

静岡文化芸術大学教員の任用及び昇任に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学の専任の教授、准教授及び講師（公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則第7条から第15条に掲げる者を除く。以下「一般教員」という。）の任用及び昇任の選考に関し、必要な事項を定める。

第2章 一般教員の任用

(任用の方法)

第2条 教員の募集は、公募によるものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合には、選考によることができるものとし、その方法については理事長が別に定める。

(任用の発議)

第3条 学部長は、一般教員を任用する必要があるときは、その理由及び任用対象一般教員の担当分野等を付して、学長に提案するものとする。

2 学長は、前項の規定により提案があった場合には、その審査を行い、公立大学法人静岡文化芸術大学役員会(以下「役員会」という。)に採用募集を発議するものとする。

(採用募集)

第4条 役員会は、前条第2項の規定により発議があった場合には、その審議を行い、任用する必要があると認める場合は、理事長に採用募集の提言を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定による提言を踏まえ、採用募集を行うものとする。

(面接試験対象候補者の審査)

第5条 理事長は、採用候補者の教員資格審査を学長に依頼するものとする。

2 学長は、前項の審査を効果的かつ効率的に行うため、必要に応じて教員審査委員会にその審査を指示するものとする。

3 教員審査委員会の運営等の必要な事項は、別に定めるものとする。

4 学長は、理事長に採用候補者の教員資格審査結果を報告し、面接試験対象候補者の申出をする。

(採用候補者の決定)

第6条 理事長は、前条第4項の申出に基づき、面接試験対象者を決定し、面接試験を学長に依頼する。

2 面接試験は、学長が指名する面接委員が行うものとする。

3 学長は、総合的視点から採用候補者1人を決定し、理事長に対して採用の申出を行う。

(任命)

第7条 理事長は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第73条の規定により、前条第3項の規定による学長からの申出に基づき、役員会の意見を聴いて任用を決定し、任命する。

第3章 一般教員の昇任

(昇任)

第8条 学部長は、一般教員を昇任させる必要があるときは、その理由及び当該対象一般教員の業績等を付して、学長に提案するものとする。

2 学長は、前項の規定により提案があった場合には、その審査を行い、理事長に昇任の申出をするものとする。

3 理事長は、前項の申出に基づき昇任を決定する。

4 理事長は、大学運営又は人事管理上、一般教員の昇任をする必要があると認めるときは、必要に応じて学長及び関係学部長の意見を聴いて、昇任をすることができる。

第4章 一般教員の選考及び昇任基準

(一般教員の選考)

第9条 一般教員の選考は、人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績、学会及び社会における活動並びに健康等に基づいて行う。

(教授の資格)

第10条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(准教授の資格)

第11条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において助教又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (4) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者

（講師の資格）

第12条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第10条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

（助手の資格）

第13条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の基準に準ずる能力があると認められる者

（昇任の資格）

第14条 一般教員の昇任に関しては、第9条から第11条に規定するもののほか、次に掲げる各号の資格要件を加えて、総合的に判断しなければならない。

- (1) 専門の科目について学術研究上優れた業績があること。
- (2) 本学の運営・教育に精励し、顕著な業績があること。

第5章 雑則

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、一般教員の任用及び昇任について、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定後最初に行われる教員の任用については、第3条から第7条に規定する手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。また、この規則の制定後最初に行われる教員の昇任については、第8条に規定する手続に基づくことを要しないものとし、理事長が決定する。

附 則

1 この規則は、平成 23 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 11 から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則等の一部を改正する規則）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。